

運 営 規 定

訪問看護ステーション358

訪問看護ステーション358 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 358が設置する、訪問看護ステーション358（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活の活動の維持・回復を図ると共に、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

第3条

- 2 ステーションは、指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）に当たって、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- 4 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行つてはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーション358
- (2) 所在地：兵庫県加古川市別府町別府571-16

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。但し、介護保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1人（常勤）
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5人以上（管理者含む）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師除く）、訪問看護を担当する。介護予防も含む。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：※必要に応じて雇用し配置する。
訪問看護（在宅におけるリハビテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適用となる場合を除く。

※ 介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり

末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者等

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求める対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション(看護師にて対応)
- ⑥ 緊急訪問看護・24時間対応体制の実地
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 認知症及び精神疾患者の看護
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導(服薬管理も含む)
- ⑩ カテーテル等の管理
- ⑪ その他医師の指示による医療処置

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料その他の費用)

第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める費用の支払いを利用者から受けるものとする。

また、契約書に定める料金表に基づき利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額における利用者負担割額を徴収するものとする。但し、介護保険の給付限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

(1) 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収する。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、契約書の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置
- (2) 次の条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費 実費 1km当たり 100円とする。
- (3) 営業日、時間外に訪問看護を行った場合
- (4) 1時間半を超えた場合

(通常の業務の実施地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、明石市、稻美町、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市とする。ただし、これ以外は相談に応じる。

(相談・苦情対応)

第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故処理)

第14条

- 1 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第15条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定を行います
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ 従業者の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施を定期的に行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ④ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備するほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑤ 虐待防止のための対策を検討する委員会を年2回開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底いたします

⑥ ステーションはサービス提供中に、当該事務所の従業者または養護者（利用者の家族など利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後3ヶ月以内の初任研修(同行訪問含む)
- (2) 年5回の業務研修(外部研修含む)

2 個人情報等について職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

（附則） この規定は、平成29年10月1日から施行する

この規定は、令和1年7月16日から施行する

この規定は、令和4年4月1日から施行する

この規定は、令和6年3月1日から施行する